

平成30年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市高齢者福祉施設の管理運営費	長寿社会課

[単位:千円]

限度額	期間	財 源 内 訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
国の通知を踏まえて定める老人保護措置費及び民間施設給与等改善費並びに施設管理費	平成 31 年 ～ 35 年度					全 額

[事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市高齢者福祉施設の運営における質的向上と効率化を図る。

[事業の内容]

指定管理者に以下の業務を委託する。

- 養護老人ホームの管理運営
(環境上、経済的理由により生活困難な高齢者を入所させ、自立した生活を営むことができるよう支援し、社会復帰できるよう指導助言。)
- 施設、設備の維持管理に関する業務
(施設の清掃、保安警備、保守管理等)

[これまでの関連する取組み]

平成26年度から5年間指定管理者制度により施設の維持管理、運営を委託し、高齢者福祉サービスを提供した。

現指定管理者	社会福祉法人 鳥取福祉会(指名指定)
前回債務負担額	平成26年度～30年度 「国の通知を踏まえて定める老人保護措置費及び民間施設給与等改善費並びに施設管理費」
指定管理料	限度額に同じ

[今後の取組み]

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2. 12月議会で指定管理者の指定議決。
3. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4. 3月中に基本協定書の締結。
5. 4月1日より管理開始。